

嵐山地区 秋の臨時交通規制等のお知らせ

嵐山地区では、地域関係者、交通事業者、京都府警等関係機関などで構成する「嵐山交通対策研究会」において、秋の観光シーズンの交通対策について検討を行った結果、下記のとおり臨時交通規制等を実施することとなりましたのでお知らせします。

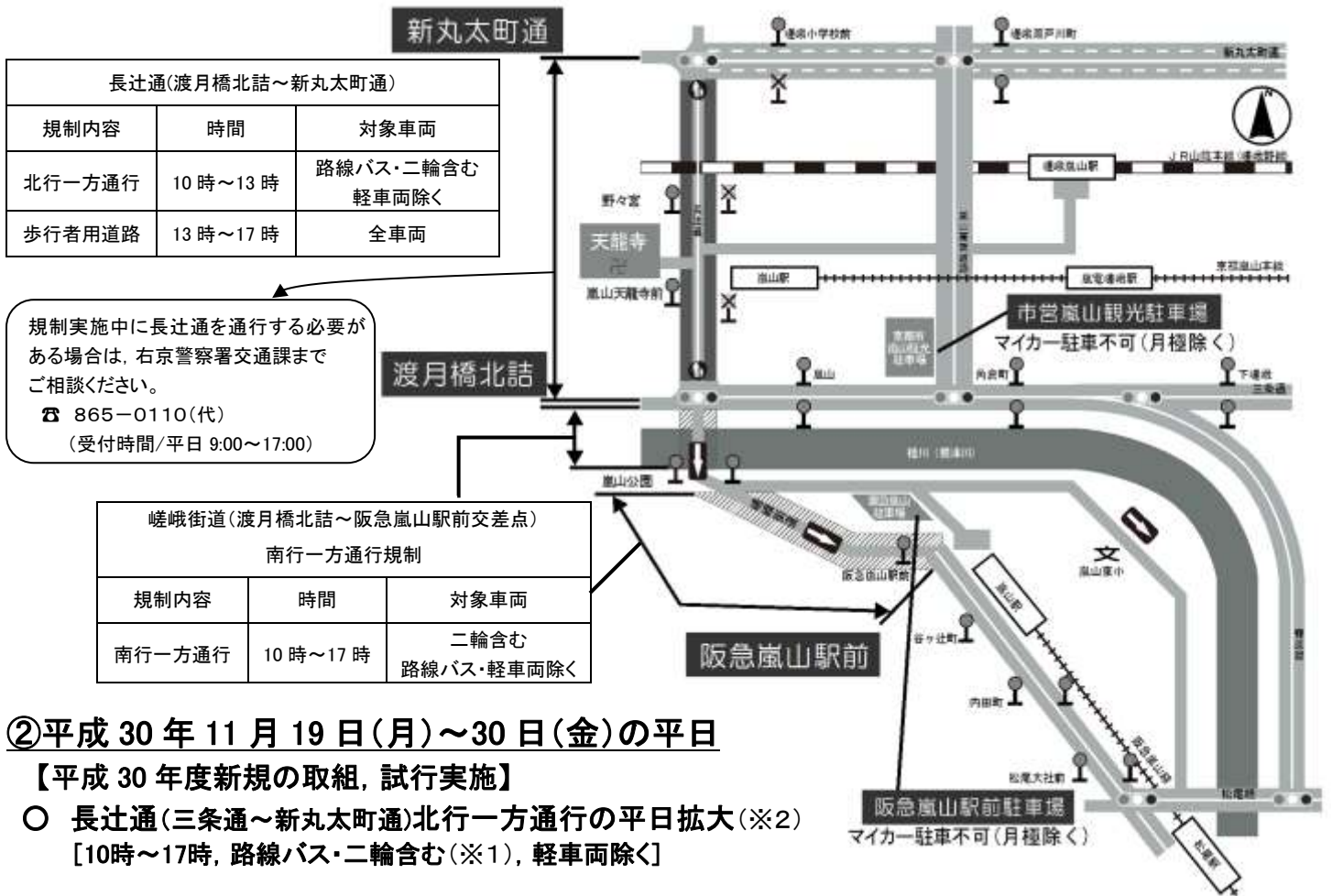
交通対策の期間中、ご迷惑をお掛けしますが、皆様のご理解とご協力をよろしくお願い致します。

◆主な交通規制等の内容◆

①平成30年11月17日(土)、18日(日)、23日(金・祝)、24日(土)、25日(日)

- 長辻通(三条通～新丸太町通)北行一方通行 [10時～13時, 路線バス・二輪含む(※1), 軽車両除く]
- 長辻通(三条通～新丸太町通)歩行者用道路 [13時～17時, 全車両対象]
- 嵯峨街道(渡月橋北詰～阪急嵐山駅前交差点)南行一方通行 [10時～17時, 二輪含む, 路線バス・軽車両除く]

※ 路線バスは通常の土日祝と同様の経路で運行されます。(ただし、13時～17時は歩行者用道路規制のため長辻通は走行しません。)



②平成30年11月19日(月)～30日(金)の平日

【平成30年度新規の取組, 試行実施】

- 長辻通(三条通～新丸太町通)北行一方通行の平日拡大(※2)
[10時～17時, 路線バス・二輪含む(※1), 軽車両除く]

(※1) 通常の土日祝日における北行一方通行は、「二輪除く」ですが、当該期間中は「二輪含む」となりますので、ご注意ください。

(※2) 長辻通では、土日祝日に通年で北行一方通行規制【10時～17時】が実施されていますが、当該期間中は平日においても規制が実施されることとなりますのでご注意ください。これに伴い、当該期間中は終日、路線バスは通常の土日祝日と同様の経路で運行されます。

嵐山交通対策に係るお問合せ先

- 嵐山交通対策研究会事務局 (京都市都市計画局歩くまち京都推進室)
電話 : (075) 222-3483 ※受付時間/平日 9:00～17:00